平成２２年（フ）第６６４号
大分市大字上判田5520番地の37
債務者　橋本　恵太
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６７１号
大分市大字上宗方106番地
債務者　森　　規
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６８３号
大分市東津留２丁目４番24号コーポサトウ302
債務者　目野　孝義
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６６号
さいたま市西区三橋５丁目1360番地１　シュシュヴェールＢ201、旧住所さいたま市緑区大字大間木706番地１　セレナハイム東浦和405号
債務者　才津　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７０号
さいたま市岩槻区日の出町５番８号
債務者　小林　俊司
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７９号
さいたま市大宮区三橋４丁目811番地
債務者　大竹　浩幸
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８０号
さいたま市大宮区三橋４丁目811番地
債務者　大竹恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３６号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目17番36号
債務者　大嶋ふみ江（旧姓川口・谷）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６１号
埼玉県和光市西大和団地２番２号105
債務者　藤井　好美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８４号
さいたま市中央区鈴谷８丁目12番14号　第一土橋マンション102号
債務者　栗原喜代子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１８号
埼玉県志木市柏町５丁目16番４号チェリー・コート　101号、旧住所埼玉県志木市柏町５丁目２番11―205号
債務者　伊藤　博之
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４１号
埼玉県新座市新座１丁目１番13号　アップルパイⅥ101号室
債務者　濵田　恵美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７０号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―605号
債務者　千木良孝人（旧姓折原）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９５号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目３番34号　田中コーポ102
債務者　細川美智子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２００２号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸30番地５
債務者　工藤　広夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２００８号
さいたま市北区日進町３丁目269番地１　プレジデント71宮原203号室
債務者　兒玉真由美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２６号
さいたま市大宮区宮町５丁目３番地１、旧住所さいたま市北区本郷町971番地　１―1008
債務者　渡邉　康二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係